

# 平成30年 7 月 定例総会議事録

日 時 平成30年 7 月 18日(水) 午前 9 時 29分～午前10時47分

場 所 佐賀市役所本庁 4 階大会議室

出 席 者 別紙名簿のとおり

次 第 1. 開 会

2. 報 告

第 1 号 農地法第 3 条の 3 届出

第 2 号 農地法第 18 条合意解約通知

第 3 号 使用貸借解約通知

3. 局長専決処分報告

第 1 号 農地法第 4 条による届出

第 2 号 農地法第 5 条による届出

4. 議 案

第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請

第 2 号議案 買受適格証明願(耕作目的)

第 3 号議案 農地法第 4 条の規定による許可申請

第 4 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請

第 5 号議案 農用地利用集積計画(案)所有権移転

第 6 号議案 農用地利用集積計画(案)利用権設定

第 7 号議案 非農地通知について

5. 閉 会

## 午前 9 時 29 分 開会

### ○会長(坂井邦夫君)

おはようございます。今朝、新聞を見ておりましたら、西日本豪雨の被害状況が出ておりましたけれども、農林水産被害530億円、二百十何名の死者の方、そして行方不明の方と、かなり大きな被害のようでございます。また、38度、39度と、すぐ40度になるんじゃないかというぐらいの猛暑日が毎日続いておりますけれども、やはり改めて大自然の厳しさというものを感じております。

それでは、先ほどの報告のとおり、本日の出席委員は24名で定足数に達しておりますので、ただいまより佐賀市農業委員会平成30年7月定例総会を開会します。

本日の付議すべき事項としては、報告第1号 農地法第3条の3届出7件、報告第2号 農地法第18条合意解約通知22件、報告第3号 使用貸借解約通知12件、局長専決処分報告第1号 農地法第4条による届出5件、局長専決処分報告第2号 農地法第5条による届出1件、議案としては、第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請9件、第2号議案 買受適格証明願(耕作目的)1件、第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請8件、第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請19件、第5号議案 農用地利用集積計画(案)所有権移転12件、第6号議案 農用地利用集積計画(案)利用権設定105件、第7号議案 非農地通知について2件。

ここで皆さんに報告します。

現地調査については、南部は7月10日、北部は7月11日に行っております。

また、調査会については、南部が7月12日、北部が7月13日に開催したことを報告します。

会議に入る前にお断りします。議事進行上、発言される場合は挙手をして、会長が指名してから発言してください。

また、携帯電話をお持ちの方は、マナーモードにしてください。

なお、本日の議事録署名人には、佐賀市農業委員会会議規程第12条第2項の規定に基づき、9番委員の西委員、10番委員の平尾委員の両名を指名します。

それでは、今回「常設審議委員会」に意見を求めた議案書20ページの農地法第4条の規定による許可申請、審議番号8番及び、議案書21ページ、23ページ、24ページ、26ページ及び27ページの農地法第5条の規定による許可申請、審議番号1番、2番、9番、16番及び17番の審議結果について報告します。

第28回常設審議委員会議の報告。

佐賀市、農地法第4条の規定による意見聴取について1件、農地法第5条の規定による意見聴取について3件、農地法第4条及び5条関係4件については、異議なしとして佐賀市農業委員会会長へ回答された。

以上で報告を終わります。

それでは、これより報告事項に入ります。

議案書1ページ及び2ページをお開きください。

### 報告第1号 農地法第3条の3届出

1・2・3・4・5・6・7

#### ○会長(坂井邦夫君)

報告第1号 農地法第3条の3届出、報告番号1番から7番までの7件について御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○会長(坂井邦夫君)

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書6ページをお開きください。

### 報告第2号 農地法第18条合意解約通知

17

#### ○会長(坂井邦夫君)

ここで皆さんにお諮りします。

報告第2号 農地法第18条合意解約通知、報告番号17番は、秋吉委員の同居の親族の案件となっておりますので、秋吉委員に一時退室いただき、この案件について先に意見を伺いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○会長(坂井邦夫君)

異議なしと認めます。よって、秋吉委員には、一時退室いただき、この案件について先に意見を伺うことに決定しました。

それでは、秋吉委員退室してください。

[23番秋吉委員 退室]

○会長(坂井邦夫君)

それでは、この案件について、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長(坂井邦夫君)

意見なしということで、次に進みます。

秋吉委員の入室をお願いします。

[23番秋吉委員 入室]

○会長(坂井邦夫君)

次に、議案書3ページから7ページまでをお開きください。

#### 報告第2号 農地法第18条合意解約通知

17を除く1～22

○会長(坂井邦夫君)

報告第2号 農地法第18条合意解約通知、報告番号17番を除く、報告番号1番から22番までの21件について、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長(坂井邦夫君)

意見なしということで、次に進みます。

議案書8ページから11ページまでをお開きください。

#### 報告第3号 使用貸借解約通知

1～12

○会長(坂井邦夫君)

報告第3号 使用貸借解約通知 報告番号1番から12番までの12件について、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長(坂井邦夫君)

意見なしということで、次に進みます。

議案書12ページ及び13ページをお開きください。

#### 局長専決処分報告第1号 農地法第4条による届出

1・2・3・4・5

○会長(坂井邦夫君)

局長専決処分報告第1号 農地法第4条による届出、報告番号1番から5番までの5件について、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長(坂井邦夫君)

意見なしということで、次に進みます。

議案書14ページをお開きください。

#### 局長専決処分報告第2号 農地法第5条による届出

1

○会長(坂井邦夫君)

局長専決処分報告第2号 農地法第5条による届出、報告番号1番について、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長(坂井邦夫君)

意見なしということで、次に進みます。

議案書15ページをお開きください。

#### 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請

1

○会長(坂井邦夫君)

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請、審議番号1番を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長(大園敏明君)

報告します。

審議番号1番は、親子間の贈与の案件です。

この案件については、地元農業委員による現地調査を含め、取得後、全ての農地を効率的に利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などを見て問題がないこと、また、面積要件も満たしていることから、別添の調査書のとおり農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たすと判断し、申請どおり許可相当として総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長(坂井邦夫君)

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長(坂井邦夫君)

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長(坂井邦夫君)

異議なしと認めます。よって、審議番号1番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書15ページ及び16ページをお開きください。

#### 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請

2・3・4・5・6・7・8・9

○会長(坂井邦夫君)

審議番号2番から9番までの8件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長(井上文昭君)

報告します。

審議番号5番及び7番を除く、審議番号2番から9番までの6件は、普通売買の案件、審

議番号5番は、親子間での生前一括贈与の案件、審議番号7番は、親子間での使用貸借の案件です。

各案件については、地元農業委員による現地調査を含め、取得後、全ての農地を効率的に利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などを見て問題がないこと、また、面積要件も満たしていることから、別添の調査書のとおり農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たすと判断し、申請どおり許可相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長(坂井邦夫君)

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この8件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長(坂井邦夫君)

異議なしと認めます。よって、この8件について、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長(坂井邦夫君)

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この8件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長(坂井邦夫君)

異議なしと認めます。よって、審議番号2番から9番までの8件については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書17ページをお開きください。

## 第2号議案 買受適格証明願(耕作目的)

○会長(坂井邦夫君)

第2号議案 買受適格証明願(耕作目的)、審議番号1番を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長(大園敏明君)

報告します。

審議番号1番の願出人は、現在、約3町9反を耕作されており、願出地を現在耕作していることから願出されたものです。

なお、地元農業委員の説明などから、取得後全ての農地を効率的に利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などを見て問題がないこと、また、面積要件も満たしていることから、別添の調査書のとおり農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たすと判断し、願出どおり承認し、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長(坂井邦夫君)

ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長(坂井邦夫君)

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、願出どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長(坂井邦夫君)

異議なしと認めます。よって、審議番号1番については、願出どおり承認することに決定しました。

次に、議案書18ページ及び24ページをお開きください。

第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請

2

第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請

11



○会長(坂井邦夫君)

第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請、審議番号2番及び第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請、審議番号11番の2件を議題とします。

ここで皆さんにお諮りします。

この2件については、転用目的が「漁家住宅の敷地拡張」の案件で、一体のものとして申請されたものです。

そこで、この2件については、一括審議・一括採決とし、審議の順序を変更し、先に審議したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長(坂井邦夫君)

異議なしと認めます。よって、審議の順序を変更し、先にこの2件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長(大園敏明君)

報告します。

第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請、審議番号2番及び第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請、審議番号11番は、転用目的が「漁家住宅の敷地拡張」の一部農振除外を経た案件で、この2件は一体のものとして申請されたものであるため、一括審議・一括採決とし、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請人は、海苔養殖業を営んでいますが、今般、土地の調査をしたところ、自宅敷地の一部及び海苔資材置場として利用している土地が農地であることが判明したため、適法化のために申請されたものです。

申請人に、5条の申請地北側の農地について確認したところ、ゆくゆくは海苔資材置場の拡張を考えているが、農地転用の許可を得るまでは農地として適切に管理していくとの回答を得ました。

その他、転用実施の確実性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、申請地を許可なく転用されたことについても悪意は認められず、許可相当と判断しました。

農地区分は、4条の審議番号2番については、「概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」ということで、第1種農地イの(ア)のa。

5条の審議番号11番については、「市街化調整区域で概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、その区域の面積、形状、傾斜及び土性が高性能農業機械による営農に適するもの」ということで、甲種農地ウの(ア)のa。

許可基準は、4条の審議番号2番については、「既存の施設の拡張（拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る）」ということで、第1種農地イの(イ)のeの(e)。

5条の審議番号11番については、「既存施設の拡張（拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る）」ということで、甲種農地ウの(イ)のdと決定しております。

以上のことから、この2件については、申請どおり許可相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長(坂井邦夫君)

ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長(坂井邦夫君)

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この2件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長(坂井邦夫君)

異議なしと認めます。よって、第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請、審議番号2番及び第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請、審議番号11番については申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書18ページをお開きください。

### 第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請

1

○会長(坂井邦夫君)

第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請、審議番号1番を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

**○南部調査会長(大園敏明君)**

報告します。

審議番号1番は、転用目的が「駐車場」の案件で、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請人は、認定こども園を運営していますが、現在、園児の送迎や行事等の際に駐車場が不足し、支障をきたしているため、申請地を新たに駐車場として整備したく申請されたものです。

申請人に、申請地の利用計画について確認したところ、主に職員用駐車場として利用する計画との回答を得ました。

その他、転用実施の確実性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「水管等が埋設されている幅員4m以上の道路の沿道の区域で、かつ、500m以内に2以上の教育施設が存する農地」であるため、第3種農地エの(ア)のaの(a)。

許可基準は、「許可し得る」に該当するため、第3種農地エの(イ)と決定しております。

以上のことから審議番号1番については、申請どおり許可相当として総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

**○会長(坂井邦夫君)**

ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○会長(坂井邦夫君)**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○会長(坂井邦夫君)**

異議なしと認めます。よって、審議番号1番については、申請どおり許可することに決定

しました。

次に、議案書18ページから20ページまでをお開きください。

### 第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請

3・4・5・6・7・8

#### ○会長(坂井邦夫君)

審議番号3番から8番までの6件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

#### ○北部調査会長(井上文昭君)

報告します。

審議番号3番は、転用目的が「農家住宅の敷地拡張」の農振除外を経た案件で、申請人は、今般、土地の調査をしたところ、自宅敷地の一部が農地であることが判明したため、適法化したく、転用申請されたものです。

地元農業委員の説明などから、転用実施の確実性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、また、許可無く転用されていたことについても、悪意は認められず、許可相当と判断しました。

農地区分は、「特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地」に該当するため、第1種農地イの(ア)のb。

許可基準は、「既存施設の拡張(拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る)」に該当するため、第1種農地イの(イ)のeの(e)と決定しております。

審議番号4番は、転用目的が「農家住宅の敷地拡張」の農振除外を経た案件で、申請人は、今般、土地の調査をしたところ、自宅敷地の一部が農地であることが判明したため、適法化したく、転用申請されたものです。

地元農業委員の説明などから、転用実施の確実性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、また、許可無く転用されていたことについても、悪意は認められず、許可相当と判断しました。

農地区分は、「概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」に該当するため、第1種農地イの(ア)のa。

許可基準は、「既存施設の拡張(拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る)」に該当するため、第1種農地イの(イ)のeの(e)と決定しております。

審議番号5番から7番までの3件は、転用目的が「埋蔵文化財試掘(一時転用)」の案件で、一体のものとして申請されたものであるため、一括審議・一括採決を行いました。

申請地は、建売分譲住宅として転用される計画ですが、それに先立ち、埋蔵文化財の試掘調査を行いたく、一時転用申請されたものです。

地元農業委員の説明などから、転用実施の確実性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、農地復元確約書も提出されているため、許可相当と判断しました。

農地区分は、「県庁、市役所又は町役場から概ね300m以内」に該当するため、第3種農地エの(ア)のaの(b)のiii。

許可基準は、「許可し得る」に該当するため、第3種農地エの(イ)と決定しております。

審議番号8番は、転用目的が「植林」の案件で、申請人は農業を営んでいますが、申請地は日当たりが悪く、イノシシ被害も多い場所であり、耕作を続けることが困難であるため転用申請されたものです。

植林後の管理について、後日、事務局が申請人に確認したところ、森林組合に依頼しているとのことでした。

その他、転用実施の確実性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、また、申請地の一部を許可無く転用されたことについても悪意は認められず、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地カの(ア)。

許可基準については、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地カの(イ)と決定しております。

以上のことから、審議番号3番から8番までの6件については、申請のとおり許可相当として総会に送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長(坂井邦夫君)

ありがとうございました。

それでは、これより審議番号3番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○会長(坂井邦夫君)**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○会長(坂井邦夫君)**

異議なしと認めます。よって、審議番号3番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号4番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○会長(坂井邦夫君)**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○会長(坂井邦夫君)**

異議なしと認めます。よって、審議番号4番については、申請どおり許可することに決定しました。

ここで皆さんにお諮りします。

先ほど北部調査会長から報告がありましたとおり、審議番号5番から7番までの3件については、転用目的が「埋蔵文化財試掘の一時転用」の案件で、一体のものとして申請されたものです。

そこで、この3件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○会長(坂井邦夫君)**

異議なしと認めます。よって、この3件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長(坂井邦夫君)

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この3件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長(坂井邦夫君)

異議なしと認めます。よって、審議番号5番から7番までの3件については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号8番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長(坂井邦夫君)

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長(坂井邦夫君)

異議なしと認めます。よって、審議番号8番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書21ページから25ページまでをお開きください。

#### 第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請

11を除く1～12

○会長(坂井邦夫君)

第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請、審議番号11番を除く、審議番号1番から12番までの11件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長(大園敏明君)

報告します。

審議番号1番、2番は、転用目的が「建売分譲住宅」の案件で、一体のものとして申請されたものであるため、一括審議・一括採決とし、委員による現地調査を行い、調査会におい

て申請人説明を求めました。

申請地は、交通の便が良く近くに学校等があり、住環境も良いことから適地と判断し、申請されたものです。

申請人に、工事用車両の進入経路について確認したところ、南側の住宅地の中を通らないように、東側の県道から出入りするとの回答がありました。

その他、代替性或転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」であるため、第1種農地イの(ア)のa。

許可基準は、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当するため、第1種農地イの(イ)のcの(e)と決定しております。

審議番号3番も、転用目的が「建売分譲住宅」の案件で、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請地は、交通の便が良く、近くに小学校や大型商業施設等があり、生活環境に恵まれていることから適地と判断し、申請されたものです。

申請人に、雨水排水先である東側水路の浚渫について確認したところ、管理者と協議して検討する旨の回答を得ました。

その他、代替性或転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」であるため、第1種農地イの(ア)のa。

許可基準は、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当するため、第1種農地イの(イ)のcの(e)と決定しております。

審議番号4番も、転用目的が「建売分譲住宅」の案件で、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請地は、近くに商業施設や学校があり、住環境も良いことから適地と判断し、申請されたものです。



申請人に、転用後、隣接宅地の住民が南側から進入できなくなることについて確認したところ、地権者と居住者からそれぞれ了承を得ているため問題は無い旨の回答を得ました。

その他、転用実施の確実性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、申請地を許可なく転用されたことについても、悪意は認められず、許可相当と判断しました。

農地区分は、「住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている農地」であるため、第3種農地エの(ア)のbの(a)。

許可基準は、「許可し得る」に該当するため、第3種農地エの(イ)と決定しております。

審議番号5番から7番までについても、転用目的が「建売分譲住宅」の案件で、一体のものとして申請されたものであるため、一括審議・一括採決とし、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請地は、閑静な住宅地の中にあり、交通の便も良いことから適地と判断し、申請されたものです。

申請人に、工事の際の安全を確認したところ、十分注意して事故の無いようにする旨の回答を得ました。

その他、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」であるため、第1種農地イの(ア)のa。

許可基準は、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当するため、第1種農地イの(イ)のcの(e)と決定しております。

審議番号8番は、転用目的が「太陽光発電設備」の案件で、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請地は、周囲に日光を遮る高い建築物等も無く、日当たりも良いため、適地と判断し、申請されたものです。

申請人から、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産

性の低い農地」であるため、第2種農地カの(ア)。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地カの(イ)と決定しております。

審議番号9番は、転用目的が「認定こども園」の案件で、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請人は、認定こども園を運営していますが、現在の敷地が狭く、また施設も老朽化しているため、移転建築することを計画したところ、申請地は、交通の便が良く、また、移転後は放課後児童クラブ事業や障がい児デイサービス事業を行う計画をしており、小学校にも近接しているため、適地と判断し、申請されたものです。

申請人に、申請地南側の水路法面の管理について確認したところ、申請人が除草管理することを考えているが、水路管理者と協議を行うとの回答を得ました。

その他、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「市町村が定める農業振興地域整備計画において、農用地区域内にある農地」であるため、農用地アの(ア)。

許可基準は、「土地収用法の規定による告示に係る事業」に該当するため、農用地アの(イ)のaと決定しております。

審議番号10番は、転用目的が「事務所兼用住宅」の案件で、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請人は、建築業を営んでいますが、今般、事務所兼用住宅を移転することにあたって、土地を探していたところ、申請地は、交通の便も良いため適地と判断し、申請されたものです。

地元農業委員から、国道沿いであるため、工事の際は事故のないように十分に留意するよう意見が出されました。

その他、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、申請地の一部を許可なく転用されたことについても悪意は認められず、許可相当と判断しました。

農地区分は、583番1については、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地カの(ア)。

583番13については、「水管等が埋設されている幅員4m以上の道路の沿道の区域で、かつ、500m以内に2以上の医療施設が存する農地」に該当するため、第3種農地エの(ア)のaの(a)。

許可基準については、583番1については、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地カの(イ)。

583番13については、「許可し得る」に該当するため、第3種農地エの(イ)と決定しております。

審議番号12番は、転用目的が「通路」の農振除外を経た案件で、申請人は現在、申請地の東側に居住していますが、住宅敷地の西側からの進入路がなく、支障をきたしているため、新たに進入路を確保するために転用申請されたものです。

地元農業委員の説明などから、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地」であるため、第1種農地イの(ア)のb。

許可基準は、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当するため、第1種農地イの(イ)のcの(e)と決定しております。

以上のことから、審議番号11番を除く、審議番号1番から12番までは、申請どおり許可相当として総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

#### ○会長(坂井邦夫君)

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

先ほど南部調査会長から報告がありましたとおり、審議番号1番及び2番の2件については、転用目的が「建売分譲住宅」の案件で、一体のものとして申請されたものです。

そこで、この2件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

#### ○会長(坂井邦夫君)

異議なしと認めます。よって、この2件については、一括審議・一括採決を行います。  
それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○会長(坂井邦夫君)**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この2件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○会長(坂井邦夫君)**

異議なしと認めます。よって、審議番号1番及び2番の2件については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号3番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○会長(坂井邦夫君)**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○会長(坂井邦夫君)**

異議なしと認めます。よって、審議番号3番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号4番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

**○会長(坂井邦夫君)**

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○会長(坂井邦夫君)**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○会長(坂井邦夫君)**

異議なしと認めます。よって、審議番号4番については、申請どおり許可することに決定しました。

ここで皆さんにお諮りします。

先ほど南部調査会長から報告がありましたとおり、審議番号5番から7番までの3件については、転用目的が「建売分譲住宅」の案件で、一体のものとして申請されたものです。

そこで、この3件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長(坂井邦夫君)

異議なしと認めます。よって、この3件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長(坂井邦夫君)

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この3件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長(坂井邦夫君)

異議なしと認めます。よって、審議番号5番から7番までの3件については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号8番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長(坂井邦夫君)

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長(坂井邦夫君)

異議なしと認めます。よって、審議番号8番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号9番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長(坂井邦夫君)

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長(坂井邦夫君)

異議なしと認めます。よって、審議番号9番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号10番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長(坂井邦夫君)

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長(坂井邦夫君)

異議なしと認めます。よって、審議番号10番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号12番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長(坂井邦夫君)

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長(坂井邦夫君)

異議なしと認めます。よって、審議番号12番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書25ページから27ページまでをお開きください。

#### 第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請

13・14・15・16・17・18・19

○会長(坂井邦夫君)

審議番号13番から19番までの7件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

#### ○北部調査会長(井上文昭君)

報告します。

審議番号13番は、転用目的が「太陽光発電設備」の案件で、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請地は、周囲に日光をさえぎる高い建築物等も無く、日当たりも良いため、適地と判断し、転用申請されたものです。

申請人に、法面の管理について確認したところ、除草等の管理は申請人が行っていく旨の回答を得ました。

その他、転用実施の確実性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、また、許可無く一部を転用されたことについても、悪意は認められず、許可相当と判断しました。

農地区分は、「水管等が埋設された4m以上の道路の沿道区域でかつ、500m以内に2以上の医療施設が存する農地」に該当するため、第3種農地エの(ア)のaの(a)。

許可基準は、「許可し得る」に該当するため、第3種農地エの(イ)と決定しております。

審議番号14番、15番の2件については、転用目的が「診療所の敷地拡張」の案件で、一体のものとして申請されたものであるため、一括審議・一括採決とし、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請人は、申請地の東側で、今年の4月から訪問診療を中心とした診療所を開設しましたが、従業員や利用者の駐車場が不足しているため、申請地を駐車場用地として利用したく、転用申請されたものです。

申請人に、駐車場の出入口について確認したところ、当初は、主要な出入口を西側の市道から計画していたが、通勤時間帯は交通量が多くなるため、地元からの意見もあり、なるべく北側から出入りを行うようにするとの回答がありました。

その他、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性や周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、また、許可無く一部を転用されたことについても、悪意は認められず、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産

性の低い農地」に該当するため、第2種農地力の(ア)。

許可基準については、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地力の(イ)と決定しております。

審議番号16番、17番の2件は、転用目的が「工場」の案件で、一体のものとして申請されたものであるため、一括審議・一括採決とし、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請人は、自動車灯体部品の組立加工の受託生産等を業務としていますが、今般、工場の建築を計画したところ、申請地は、納入業者に近接するため適地と判断し、転用申請されたものです。

申請人に、工場を建築するにあたり、申請地西側には宅地が隣接しているが、支障は無いかを確認したところ、近隣を訪問して説明し、今回の計画について了承を得ており、着工の際も説明をする予定との説明がありました。

また、隣接する水路の清掃について確認したところ、地元の要望があれば協力したいとの回答を得ました。

更に、工場の建築後、電波障害が発生しないか確認したところ、問題が発生した場合は、速やかに対策を講じるとの回答を得ました。

その他、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性や周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地力の(ア)。

許可基準については、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地力の(イ)と決定しております。

審議番号18番は、転用目的が「貸資材置場の敷地拡張」の案件で、申請人は、今年4月に申請地に隣接する農地を、既存の資材置場と一体的に利用するため転用許可を受けましたが、所有権登記をする際に、申請地の許可を受けていなかった事に気づき、転用申請されたものです。

地元農業委員の説明などから、転用実施の確実性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、また、許可無く一部を転用されたことについても悪意は認められず、許可相当と判断しました。



農地区分は、「概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」に該当するため、第1種農地イの(ア)のa。

許可基準は、「既存の施設の拡張(拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る)」に該当するため、第1種農地イの(イ)のeの(e)と決定しております。

審議番号19番は、転用目的が「太陽光発電設備」の案件で、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請人は、太陽光発電設備の設置を計画していますが、申請地は、周囲に日照の妨げとなるものがないことから適地と判断し、転用申請されたものです。

申請人に、申請地内の周囲にある樹木について確認したところ、法面は安定しているため抜根は行わず、太陽光パネルに影響が無いように高さ1m程度で伐採を行い、その後の管理は借受人で行っていくとの回答を得ました。

その他、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性や周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地カの(ア)。

許可基準については、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地カの(イ)と決定しております。

以上のことから、審議番号13番から19番までの7件については、申請のとおり許可相当として総会に送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

#### ○会長(坂井邦夫君)

ありがとうございました。

それでは、これより審議番号13番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○会長(坂井邦夫君)

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○会長(坂井邦夫君)**

異議なしと認めます。よって、審議番号13番については、申請どおり許可することに決定しました。

ここで皆さんにお諮りします。

先ほど北部調査会長から報告がありましたとおり、審議番号14番及び15番の2件については、転用目的が「診療所の敷地拡張」の案件で、一体のものとして申請されたものです。

そこで、この2件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○会長(坂井邦夫君)**

異議なしと認めます。よって、この2件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○会長(坂井邦夫君)**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この2件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○会長(坂井邦夫君)**

異議なしと認めます。よって、審議番号14番及び15番の2件については、申請どおり許可することに決定しました。

ここで皆さんにお諮りします。

先ほど北部調査会長から報告がありましたとおり、審議番号16番及び17番の2件については、転用目的が「工場」の案件で、一体のものとして申請されたものです。

そこで、この2件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○会長(坂井邦夫君)**

異議なしと認めます。よって、この2件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長(坂井邦夫君)

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この2件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長(坂井邦夫君)

異議なしと認めます。よって、審議番号16番及び17番の2件については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号18番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長(坂井邦夫君)

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長(坂井邦夫君)

異議なしと認めます。よって、審議番号18番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号19番について質疑に入ります。質疑ございませんか。6番委員。

○6番(鶴 敏春君)

太陽光発電設備ということですがけれども、周囲に日照の妨げ等になるものがない。確かに、妨げにならないところが一番いいんでしょうけれども、だからといってどこでも、農地の真ん中あたりに設けていいものかどうか。皆さん方どうお考えになるのかですね。

○会長(坂井邦夫君)

はい、事務局。

○事務局(宗像 剛主幹兼農地係長)

ただいまの御質問ですがけれども、申請地は尾根の稜線上にありまして、現状では原野化したような荒地になってございます。そこを今回伐採して転用されるというものです。

○会長(坂井邦夫君)

6番委員。

○6番(鶴 敏春君)

私も現地を見ていないので、余り言われなくても、単純に考えて、農地のど真ん中でもいいのかなと思って質問しました。

○会長(坂井邦夫君)

ほかにございませつか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長(坂井邦夫君)

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませつか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長(坂井邦夫君)

異議なしと認めます。よって、審議番号19番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書28ページから30ページまでをお開きください。

**第5号議案 農用地利用集積計画(案)所有権移転**

1～11

○会長(坂井邦夫君)

第5号議案 農用地利用集積計画(案)所有権移転、審議番号1番から11番までの11件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長(大園敏明君)

報告します。

審議番号1番から11番までの11件：37,104㎡について、調査会において審議したところ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているため、計画案どおり承認し、總會へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長(坂井邦夫君)

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この11件について、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長(坂井邦夫君)

異議なしと認めます。よって、この11件について、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長(坂井邦夫君)

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この11件について、計画案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長(坂井邦夫君)

異議なしと認めます。よって、審議番号1番から11番までの11件については、計画案どおり承認することに決定しました。

次に、議案書30ページをお開きください。

#### 第5号議案 農用地利用集積計画(案)所有権移転

12

○会長(坂井邦夫君)

審議番号12番を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長(井上文昭君)

報告します。

審議番号12番957㎡について、調査会において審議したところ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているため、計画案どおり承認し、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長(坂井邦夫君)

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長(坂井邦夫君)

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、計画案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長(坂井邦夫君)

異議なしと認めます。よって、審議番号12番については、計画案どおり承認することに決定しました。

次に、議案書31ページから60ページまでをお開きください。

#### 第6号議案 農用地利用集積計画(案)利用権設定

1～83

○会長(坂井邦夫君)

第6号議案 農用地利用集積計画(案)利用権設定、審議番号1番から83番までの83件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長(大園敏明君)

報告します。

審議番号1番から83番までの83件

新規 61件： 991,216.43㎡

更新 22件： 145,617㎡

について、調査会において審議したところ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているため、計画案どおり承認し、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長(坂井邦夫君)

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この83件について、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長(坂井邦夫君)

異議なしと認めます。よって、この83件について、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長(坂井邦夫君)

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この83件について、計画案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長(坂井邦夫君)

異議なしと認めます。審議番号1番から83番までの83件については、計画案どおり承認することに決定しました。

次に、議案書61ページから68ページまでをお開きください。

#### 第6号議案 農用地利用集積計画(案)利用権設定

84～105

○会長(坂井邦夫君)

審議番号84番から105番までの22件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長(井上文昭君)

報告します。

審議番号84番から105番までの22件、

新規 14件： 67,386㎡

更新 8件： 18,217㎡

について、調査会において審議したところ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているため、計画案どおり承認し、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長(坂井邦夫君)

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この22件について、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長(坂井邦夫君)

異議なしと認めます。よって、この22件について、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長(坂井邦夫君)

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この22件について、計画案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長(坂井邦夫君)

異議なしと認めます。審議番号84番から105番までの22件については、計画案どおり承認することに決定しました。

次に、議案書69ページをお開きください。

## 第7号議案 非農地通知について

1・2

○会長(坂井邦夫君)

第7号議案 非農地通知について、審議番号1番及び2番の2件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長(井上文昭君)

報告します。

審議番号1番、2番について、地元委員による現地調査を行い、調査会において審議したところ、異議なしということで非農地と判断し、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長(坂井邦夫君)

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。



この2件について、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長(坂井邦夫君)

異議なしと認めます。よって、この2件について、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長(坂井邦夫君)

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この2件について、非農地とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長(坂井邦夫君)

異議なしと認めます。よって、審議番号1番及び2番の2件については、非農地とすることに決定しました。

お諮りします。

佐賀市農業委員会平成30年7月定例総会議事録について、その字句、その他の整理を要するものについては、その整理を農業委員会会長に委任されたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長(坂井邦夫君)

異議なしと認めます。よって、佐賀市農業委員会平成30年7月定例総会議事録について、その字句、その他の整理を要するものについては、その整理を農業委員会会長に委任することに決定しました。

これをもちまして、本日の議事は全て終了しました。

佐賀市農業委員会平成30年7月定例総会を閉会します。

本日はありがとうございました。

午前10時47分 閉会